

令和 2 年 6 月 2 日現在

機関番号：33917

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K21460

研究課題名(和文)近代中国における学校管理学の受容と実践に関する基礎的研究

研究課題名(英文)The Acceptance and Practice of School Management in Modern China.

研究代表者

宮原 佳昭(MIYAHARA, Yoshiaki)

南山大学・外国語学部・准教授

研究者番号：60611621

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、近代中国における学校管理学の受容と実践について、1900年代から1930年代に中国で刊行された学校管理学の教科書や雑誌記事などを収集して分析した。その結果、1900年代に中国へ導入された日本の学校管理学の枠組みが1930年代に入っても引き続き用いられていたことや、近代中国では厳格な管理を重視する独自の学校管理が志向されていることを明らかにすることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究結果により、「西洋教育学の導入と矛盾」という従来の中国近代教育史像を大きく転換させ、西洋の日本や近代教育学と中国の伝統的価値観とを取捨選択し、融合させようとする地方教育者の主体的営為を中心とする、新たな中国近代教育史像を描く手がかりを得ることができた。また、西洋近代科学と自国伝統文化の相克と融合、および日本が東アジアに与えた影響、という近現代の東アジア各国共通の問題を扱う本研究の成果は、日本や東アジアの近現代史研究と比較できる論点を提供できた。

研究成果の概要(英文)：The focus here is on the reception and practice of school management in modern China. I analyze various historical documents relating to school management textbooks and magazine articles published in China during the 1900s and 1930s. Through the evidence that I have collected, I have demonstrated that the Japanese school management framework introduced to China in the 1900s continued to be used into the 1930s, and that school management in modern China places a unique emphasis on strict management.

研究分野：教育史

キーワード：中国 近代 学校管理学 教育学

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 中国では日清戦争の敗北を期に近代学校教育制度が導入され、従来の私塾・書院でのエリート教育にかわって民衆教育がおこなわれるようになった。周知のとおり、近代学校制度の中国への導入にあたってモデルとされたのは明治日本である。明治日本ではカリーやヘルバルトなどの近代教育学教科書が日本語訳されて師範教育に用いられ、中国人留学生は日本を通じて近代教育学を理解した。彼らは日本語訳された近代教育学教科書をさらに中国語へ翻訳して、中国の師範学校で近代教育学を普及させようとした。彼らが特に強く関心を持ったのは、教授学(=何をどのように学生へ教えるか)と学校管理学(=どのように学校や学生を管理するか)である。

(2) ここで注意しなければならないのは、西洋の近代教育学教科書の日本語訳は原文に忠実なものではなく、日本の国情にあわせた改変や、近代教育学に対する日本人教育者の「誤解」のため、しばしば日本独自の近代教育学解釈がなされていたことである。ここから、中国における近代教育学の受容と実践の実態を明らかにするうえでは、西洋の近代教育学が純粋な形で中国へ伝来したわけではなく、日本独自の解釈がなされた近代教育学教科書をさらに中国独自の解釈で受容した、という側面に注目する必要がある。ただ、現状において、これを実証的に解明した研究は国内外ともにごくわずかである。

(3) 申請者はこれまで中国近代の湖南省長沙における教育界を対象に研究を進めてきた。近年、民国期の主要な地方教育者である易克臬の教育実践を明らかにし、彼が地方教育行政長官として省立学校の学校管理の強化を主導したことを実証した。その後、彼が『学校管理法』という日本の近代教育学教科書を翻訳した経験を持つことが判明し、彼が翻訳した教科書(『学校管理法要義』と改名)を入手して内容を検討したところ、服従を強調するなど部分的な改変がなされていることが明らかになり、また彼がこの教科書に基づいて教育行政を行っているという見通しが得られた。

(4) また、近代教育学教科書の翻訳は、主要な出版社だけでなく、各地の師範学校の教員が自校の授業用として独自に行っており、長沙・上海など中国の公立図書館で史料所蔵状況を調査した結果、各地で独自に翻訳された近代教育学教科書が数多く所蔵されていることが判明した。

(5) さらに、通説では、1900~10年代においては日本流の教育学が導入され、1920年代以降にはデューイなどアメリカ流の教育学が中国で大きな影響力を持ったとされる。ただ、『教育雑誌』など中国の主要な教育刊行物を見ると、1930年代にいたるまで日本の学校管理学が常に紹介され続けており、日本の学校管理学が中国へ一定の影響力があったことがうかがえる。

2. 研究の目的

(1) 上記1で挙げた背景のもと、本研究は1900~1930年代の中国を対象に、近代における日本の教育学、とくに学校管理学の分野が中国の近代学校教育に与えた影響を明らかにすることで、近代中国における学校管理学の受容と実践に関する実証的研究を進展させる手がかりを得ることを目的としている。研究期間内には、以下の3点を考察・解明する。いずれも1900~1930年代の中国を対象としている。

中国語訳された近代教育学教科書にみられる学校管理学への理解
学校管理学に対する教育言説にみられる学校管理学への理解
地方教育者による学校管理の実践例にみられる学校管理学への理解

(2) 上記①を考察することにより、1900~1930年代の中国では日本の近代教育学教科書が中国語訳される過程や、学校教育学がいかなる学問であるかを中国の教育者が論じる際に、中国独自の学校管理学の解釈がなされていたことを実証する。そして、上記②を考察することにより、近代中国における学校管理が、中国独自の学校管理学の解釈に基づいて実施されていたことを実証する。

3. 研究の方法

(1) 本研究の研究目的を達成するため、計画している具体的な研究項目は次のとおりである。いずれも1900~1930年代の中国を対象としている。

日本・中国の各機関に所蔵されている、日本語・中国語の学校管理学教科書を収集し、その内容を比較検討する。

同じく日本・中国の各機関に所蔵されている官報・新聞・雑誌を閲覧し、中国における学校管理の実践例に関する公文書・記事を収集・分析する。

(2) 研究手法は、文献史料に基づくオーソドックスな歴史学的手法を用いる。

4. 研究成果

(1)1902-1908年の学校管理学

1902-1908年は近代学校教育が中国に導入されはじめた時期にあたる。1904年に近代的学制の「奏定学堂章程」が公布され、小学校教員を養成する初級師範学校のカリキュラムとして、教育原理や教授法と並んで管理法を講授することと定められている。この時期の学校管理学については、「日本の学校管理学教科書の中国語訳」と「日本人教育家の講義録」を収集し、内容を分析した。収集できた資料は次のとおりである。

日本の学校管理学教科書の中国語訳

1. 能勢栄著、華北訳書局訳『学校管理術』華北訳書局、1902年。(原書：金港堂、1890年)
2. 邵義訳『学校管理法問答』商務印書館、1902年。(原書：富山房、1895年)
3. 東華訳社編訳『学校管理法問答』上海会文学社、1902年。(原書：富山房、1895年)
4. 田口義治編纂、章棧訳『小学校管理法綱要』、上海会文堂、1903年。(原書：『管理法問答』教育書房、1896年)
5. 田中敬一著、周家樹訳『学校管理法』教育世界社、出版年不明。(原書：金港堂、1897年)
6. 槇山栄次・小山忠雄著、杜光佑・程鵬年訳述『最新日本学校管理法關鍵』出版社不明、1906年(原書：『新説学校管理法』同文館、1899年)
7. 大塚薫著、劉邦驥鈞乙『新令適用学校管理法』漢川六吉軒劉氏出版、1904年(原書：成美堂・目黒書店合梓、1901年)
8. 小泉又一著、競雄編訳社訳『小学校管理法』競雄編訳社、1906年(原書：大日本図書株式会社、1905年)

日本人教育家の講義録

9. 小山左文二講義、江蘇師範生訳『管理法』出版社不明、出版年不明。
10. 大久保介寿講義、湖北師範生訳『管理法』湖北学務処、1905年。
11. 弘文学院講義、湖北留学生関豸等訳編『新編小学实用管理法』湖北留学生関豸等発行、1905年。
12. 大久保介寿講義、華振編録。顧倬校訂『簡明小学校管理法』中国図書公司、1908年。

上記の分析結果は次のとおりである。の内容は、明治日本で施行されていた学制にもとづく学校管理学をそのまま紹介することに重きが置かれている。そのため、中国語訳に際しては、当時の中国語の語彙になかった日本の近代漢語をそのまま用いたりした部分や、中国と日本とで風習が異なる部分については、按語を添えて意味を説明していること(例えば、「教科書(日本では学校で用いる書籍をみな教科書と呼ぶ)」)が特徴である。

明治日本の学校管理学の枠組みは、[1]学校管理法の意義、[2]学校の種類・編成・設備・財政、[3]教員の資質・校務、[4]学生への訓育・賞罰、[5]学校衛生、[6]各種の帳簿、などで成り立っている。中国に紹介された明治日本の学校管理学について、興味深い点を列挙すると、次のとおりである。

- [1] 学校管理法の意義について。上記の教科書の多くでは、緒論で「狭義の管理」と「広義の管理」の区別が示されている。具体的には、ヘルバルト派教育学の教授・訓練・管理という区分における管理、すなわち教授を円滑に行うための準備段階として学生へ行う各種指導を「狭義の管理」、上記の[2]～[6]を含めた内容を「広義の管理」と位置づけ、学校管理学とは「広義の管理」を扱うものだとして位置づけている。
- [2] 学校の種類・編成・設備・財政について。この部分では明治日本の「小学校令」の各種条文や文部省令などを引用する形で、学校管理の模範が示されている。
- [3] 教員の資質・校務について。ここでは明治日本の「小学校教員心得」(1881年制定)があるべき模範としてそのまま引用されている。
- [4] 学生への訓育・賞罰について。上記の[1]で触れたとおり、「狭義の管理」として位置づけられている。
- [5] 学校衛生について。この部分も、明治日本の文部省訓令第六号(1891年)などがそのまま引用されている。
- [6] 各種の帳簿について。学籍簿、出席簿、教授細目などの帳簿の書式の具体例が紹介されている。

上記は日本人教育家が講義した内容がまとめられており、とくに9と10は近代教育の普及が進んでいた江蘇省・湖北省の師範学校で講義されたものである。このように、1902-1908年頃までの学校管理学は明治日本のそれが中国に直輸入されたものと考えられる。

(2)1910-1916年の学校管理学

1910-1916年に中国の近代的学制は2度の変革を経た。一つは清朝により「奏定学堂章程」が改訂されたこと、もう一つは中華民国の成立にともない、新たな学制が制定されたことである。これらはいずれも、いわば明治日本の影響を強く受けた中国の近代的学制が数年間の運用を経て、中国の実情に沿った内容へと徐々に変化したことを意味する。学校管理学においてもその影響が見られる。なお、中華民国初年の学制では、小学校教員を養成する師範学校のカリキュラムとして、教育理論・教授法・教育史・教育制度などと並び、学校管理・学校衛生を講授することと定められている。

この時期の学校管理学教科書について、収集できたものは次のとおりである。

13. 陸費達述『管理法講義』出版社不明、1910-11年。
14. 謝冰易克臬訳述、蔣維喬校訂『学校管理法要義』商務印書館、1914年再版（初版1910年）。原書：黒田定治・土肥健之助著『学校管理法』普及舎、1899年）
15. 陸費達編纂、蔣維喬校訂『管理法講義』商務印書館、1916年再版（初版1914年）。
16. 金承望編纂、楊保恒・蔣維喬校訂『学校管理法』商務印書館、1914年。
17. 郭秉文著、朱元善校訂『学校管理法』商務印書館、1916年。

以上の資料の分析結果は次のとおりである。

- [1] 学校の種類・編成・設備・財政については、1908年頃までは明治日本の小学校令や文部省令を直接引用していたのに対し、この時期の学校管理教科書は清朝および中華民国の法令を引用するようになっている。顕著な例として、13と15は同じ著者の手になるもので構成や内容はほぼ同じであるが、引用している法令は13では清朝の1910年のもの、15では中華民国のものに差し替えている。
- [2] 一方で、以前と同様に、日本の事例をそのまま参照している部分も多い。例として、教員の資質・校務では引き続き明治日本の「小学校教員心得」を引用している。また、学校衛生では日本の医学者の所説を引用している。さらに、各種の帳簿も従来のものを踏襲している。

なお、この時期の学校衛生については、中国近代の主要な教育刊行物である商務印書館の『教育雑誌』において、先進的な事例として日本がしばしば紹介されていることにも注意したい（例として、瘦鶴「日本学校医之職務」『教育雑誌』6-9、1914年12月15日出版）。

この時期に師範学校卒業生が学校管理学をどのように考えていたかについては、江蘇省で刊行された教育雑誌である『南通師範学校校友会雑誌』『江蘇省立第二師範学校校友会雑誌』『江蘇省立第三師範学校校友会雑誌』などに掲載された、学校管理に関する記事を収集・分析した。

これらの記事では、小学校教員を現在つとめている各師範学校卒業生が、学校管理に関する注意点や困難を感じている点をうかがうことができる。興味深いことに、挙げられている事例の多くが学生への訓育・賞罰などのいわゆる「狭義の管理」や各種の帳簿に関するものである。これは、現場の教員にとっての関心事がこれらであることを示していると言えよう。とくにこの時期は清朝の専制政治から中華民国の共和制へ移行したことから、学校では「自由と服従」に関する問題が噴出し、教員側としてはいかに学生を管理するかが大きな課題であったことも大きい。上記の記事では、これまでの学校管理学に基づき、「罰はできるだけ用いてはならない」「教員の人格によって学生を陶冶すべきである」という理想が挙げられる一方、現実としては、「学生を服従させるためにはやはり罰が必要である」などの議論も散見される。このような厳格な管理を重視する姿勢は中国独自のものと考えられる。なお、全国規模の教育刊行物である『中華教育界』にも、同様の議論が見られることに注意したい（陳耀「論学校管理当注意之点」『中華教育界』5-12、1916年）

(3)1920-1932年の学校管理学

中国近代教育史においては、1910年代後半から日本型教育からアメリカ型教育へ徐々に移行したとみなされている。この時期には、1922年に学制系統改革案が公布され、その後に国民政府の中華民国「統一」により1928年以降は国民政府が全国の教育行政を統括した。師範学校のカリキュラムにおいては、教育心理学や教授法は引き続き見られる一方、学校管理学に関する授業はみられなくなった。ただし、興味深いのは、カリキュラム上はなくなったかに見える学校管理学の教科書が1932年にも引き続き刊行されていることである。この時期の学校管理学教科書について、収集できたのは次のとおりである。

18. 鄭朝熙述『単級小学校管理法』商務印書館、1920年第6版（初版1915年）
19. 周維城・林王著、李歩青校補『新制学校管理法』中華書局、1921年第10版（初版1915年）
20. 殷祖赫編『平民学校管理法』商務印書館、1927年。
21. 范寿康編纂『学校管理法』商務印書館、1932年国難後第3版（初版1923年）

とくに興味深いものとして、ここでは21.范寿康編纂『学校管理法』に焦点をあてる。同書は1922年の学制系統改革案公布の翌年にあたる1923年に初版が発行された後、1928年以降の教育法令が盛り込まれた版が1929年2月に国民政府教育部の審査を通過し、1932年時点でも版を重ねて刊行されている。本書は三部構成で、中国の最近の教育制度の大略（第二章、2-8頁）、狭義の学校管理（第三～十五章、8-77頁）、学校衛生（第十六章、78-102頁）からなる。さらに補足として、バタヴィアシステムやドルトンプランなど欧米の新式学校組織が末尾に紹介されている（第十七章、102-123頁）。次の点でこれまでの学校管理学を継承していることが分かる。

- [1] 第一章、学校管理法の意義を解説する部分で、「広義の管理」と「狭義の管理」の区分を説明した上で、本書は広義の管理を扱うと位置づけている。
- [2] 第三～十五章では、学校の種類・編成・設備・財政、教員の資格・校務、学生への訓育・賞罰について、国民政府教育部の教育法令に基づいて説明されている。
- [3] 第十六章、学校衛生については20頁を超える分量を割き、日本の事例を紹介した従来の学校管理学教科書の内容をかいつままで紹介したものである。

なお、学校衛生については、1930年代にも『教育雑誌』において、日本人による学校衛生の

著述が中国語訳して紹介されていることにも注意したい(任白涛「児童之精神衛生 —日本杉田直樹原著—」23-2、1931年2月20日、任白涛「児童之精神衛生(続) —日本杉田直樹原著—」23-3、1931年3月20日)

(4)まとめ

本研究では、1900～1930年代の中国を対象に、中国語訳された近代教育学教科書にみられる学校管理学への理解、学校管理学に対する教育言説にみられる学校管理学への理解、地方教育者による学校管理の実践例にみられる学校管理学への理解を考察した。これにより、1900年代に中国へ導入された日本の学校管理学の枠組みが1930年代に入っても引き続き用いられおり、とくに学校衛生の面では日本の事例が参照されつづけていることを明らかにすることができた。一方で、清朝および中華民国政府が中国独自の教育法令を制定・公布したことを受けて、近代中国では厳格な管理を重視する中国独自の学校管理が志向されていることを明らかにすることができた。

本研究成果により、「西洋教育学の導入と矛盾」という従来の中国近代教育史像を大きく転換させ、西洋の日本や近代教育学と中国の伝統的価値観とを取捨選択し、融合させようとする地方教育者の主体的営為を中心とする、新たな中国近代教育史像を描く手がかりを得ることができた。

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 宮原佳昭	4. 巻 第76巻第1号
2. 論文標題 袁世凱政權期の学校教育における「尊孔」と「読経」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 『東洋史研究』	6. 最初と最後の頁 113-146頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮原佳昭	4. 巻 11号
2. 論文標題 近代中国の学校管理法教科書に関する一考察 謝冰・易克ゲツ訳『学校管理法要義』を手がかりに	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 『アカデミア 社会科学編』	6. 最初と最後の頁 35-58頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----